自転車の乗り方について

○自転車登録について

岩手大学では、通学用自転車の登録を推進しています。迷惑駐輪の防止や、放置自転車及び自転車盗難の根絶を目的としています。 申請された方全員に許可証(ステッカー)を交付します。



- · 受付時間 8:30~17:00
- ・受付場所 学生センターA棟1階®番窓口

○自転車の交通ルール・マナー

■ 「自転車安全利用五則」(下記)を基本とし、ルールを遵守しましょう!!

自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は「車両」に位置づけられています。<u>歩道と車道</u>の区別のあるところでは車道を通行が原則です。

車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

- ③ 夜間はライトを点灯
 - 夜間は必ずライトを点灯しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止 自転車も飲酒運転は禁止です。
- ⑤ ヘルメットを着用 大人の着用も努力義務になりました。



参照 自転車の安全利用促進委員会ホームページ

■ 自転車は駐輪場に駐車しましょう!!

駐輪場以外の場所への駐輪、道路へのはみ出し、道路を塞いでの駐輪を しないように心がけましょう。これらは、歩行者や障がい者、緊急車両の 通行の妨げになります。

また、自転車の<mark>迷惑駐輪</mark>の苦情が多く寄せられています。悪質な場合は、 指導や処分の対象になります。

■ 防犯登録を行いましょう!!

防犯登録は、法律で所有者の義務となっています。盗難防止のためにも 防犯登録をしましょう。また、二重ロックをすることも盗難防止に効果的 です。

■ 損害賠償保険に加入しましょう!!

自転車での事故が多発しています。自転車であっても、加害者となった場合は、多額の損害賠償責任が生じる恐れがあります。万が一の事故に備え、損害賠償保険に加入するようにしましょう。

※悪質な自転車運転者に「安全講習」が義務化されています。

悪質な自転車運転に対し、安全講習の義務化を盛り込んだ改正道路交通 法が平成27年6月から施行されました。信号無視、携帯電話を使用しなが らの運転など、14項目の違反を「危険行為」と定め、3年以内に2回以上摘 発されると、自転車運転講習(3時間:6000円)を受けなければなりません。

キャンパス内を快適で安全に自転車を利用できるよう、また大学周辺の地域住民の皆様の安全な生活 を妨げないよう、ご協力よろしくお願いします。

○岩手大学構内の駐輪場・駐車場

押しチャリエリア (歩行者優先エリア)

中央食堂前は、特に昼休み時間は混雑します。歩行者と自転車の接触・衝突を防ぐため、押しチャリエリアでは<u>自転車を押して歩く</u>ようご協力を頂いております。

中央食堂前12:00~13:00 自転車に乗る方は右記の緑・青ルートへ!

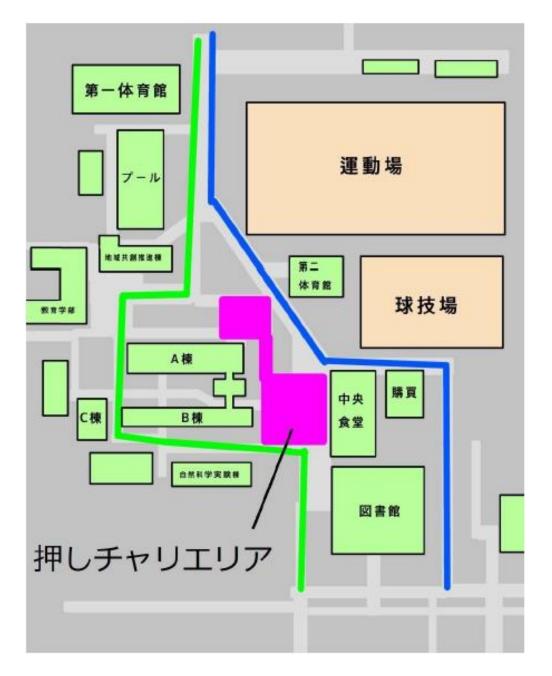
迷惑駐輪について

学内で、駐輪場以外の場所に駐輪する迷惑駐輪が 多く見受けられます。駐輪場に駐輪するようにしま しょう。

令和6年度からは、迷惑駐輪の摘発を学生支援課 と学生議会運営委員会が共同で行う予定です。

施錠の徹底

学内で、自転車の盗難事件が発生しています。被害に遭わないために、<u>短時間でも施錠</u>をするようにしましょう。



作成 学生議会運営委員会